

## 第4章

### 令和2年（2020年）鹿児島県産業連関表作成の概要



# 令和2年（2020年）鹿児島県産業連関表作成の概要

## 第1節 作成の基本方針

### 1 作成の目的

産業連関表は、一定期間（通常1年間）の県内における財・サービスの生産に伴う、産業相互間の依存関係の実態や、各産業の供給と最終需要との関係、各産業により生産される財・サービスの費用構造などを1つの表にまとめたものである。

産業連関表は、これをそのまま読み取るだけでも、県経済構造の現状を把握・分析することができるが、産業連関表から導かれる逆行列係数などの係数を用いることにより、最終需要や生産の変化が経済全体にどのような波及効果を及ぼすかを、計量的に明らかにすることができる。

本県では、昭和50年鹿児島県産業連関表から概ね5年ごとに作成しており、今回令和2年（2020年）表を作成したものである。

### 2 対象年次、地域的範囲、記録の時点

対象年次は令和2暦年（1月1日から12月31日まで）とする。

地域的範囲は、鹿児島県内で行われた生産活動及び取引を対象とする。

記録の時点は、「発生主義」を原則とし、生産活動及び取引が実際に行われた時点で記録する。

### 3 表の形式

本県の産業連関表は、総務省の『令和2年（2020年）産業連関表』（以下、『全国表』という。）と同様に「地域内競争移輸入表」とする。

#### （1）地域内表と地域間表

地域内表とは、特定の一地域内の生産活動を取り上げて、その投入・産出構造を中心に記録したものであり、他の地域との取引は移輸出入として一括して取り扱う。

これに対し、地域間表とは、二つ以上の地域の生産活動を取り上げて、それぞれの地域内の投入・産出構造とともに地域相互間の取引を明示した表である。

#### （2）競争移輸入型と非競争移輸入型

競争移輸入型とは、移輸入品と県産品とを区別せずに一括して各需要項目に計上し、移輸入分については、列部門として移輸入部門を設け、同種の県産品の行部門との交点に品目別移輸入額をマイナスで計上する方式である。

これに対し、非競争移輸入型とは、同種の品目であっても、移輸入品と県産品とを区別して需要部門に配分する方式である。

## 4 値格の取扱い

### (1) 生産者価格と購入者価格

各財・サービスの投入・産出額をすべて生産者価格（工場渡し価格）で評価し、生産者から消費者へ至る間に付加された流通コスト（商業マージン、貨物運賃）は、需要部門が流通部門（商業部門及び運輸部門）から一括して投入するという取り扱いをした表を「生産者価格評価表」という。

これに対し、各財・サービスの投入・産出額を、すべて流通コストまで含めた購入者価格で評価した表を「購入者価格評価表」という。

本県産業連関表は、「生産者価格評価表」で作成されている。

### (2) 実際価格と統一価格

実際価格とは、輸出価格と国内価格の相違や電力料金における業務用電力と家庭用電力価格の相違など、同一の財で需要部門によって取引価格が異なる場合、これを実際の取引価格で評価する方法である。

これに対し、統一価格とは、同一の財については、実際取引の如何を問わず、平均的な統一価格で評価する方法である。

本県産業連関表は、「実際価格」で作成されている。

### (3) 輸出入品の価格評価

輸出入品の価格評価については、普通貿易の輸入はC I F価格（運賃・保険料を含む価格、Cost Insurance and Freight）、普通貿易の輸出はF O B価格（本船渡しの価格、Free On Board）である。

### (4) 固定資本減耗の評価

無形固定資産及び有形固定資産のうち社会資本以外の部分において簿価評価が残っていた国民経済計算が、基準改定により時価評価に統一されたことを受け、平成23年産業連関表から時価評価方式により推計した。

### (5) 消費税

消費税の評価方法は、各取引額に消費税額を含むいわゆる「グロス表示」である。

なお、各産業の納税額は、粗付加価値部門の「間接税」に含めている。

## 5 部門分類

部門分類は、原則として生産活動ベース（アクティビティ・ベース）とする。

本県の産業連関表は、アクティビティ・ベースによる基本分類を行445部門、列391部門に設定し、基本分類で作成作業を行った後、統合分類に統合処理し各表を作成している。

令和2年（2020年）表における主な変更は、次のとおりである。

### (1) 麦類

行部門「小麦」、「大麦」を統合し、「麦類」とする。

**(2) いも類**

行部門「かんしょ」,「ばれいしょ」を統合し,「いも類」とする。

**(3) 豆類**

行部門「大豆」,「その他の豆類」を統合し,「豆類」とする。

**(4) 野菜**

行部門「野菜（露地）」,「野菜（施設）」を統合し,「野菜」とする。

**(5) 飲料用作物**

行部門「コーヒー豆, カカオ豆（輸入）」,「その他の飲料用作物」を統合し,「飲料用作物」とする。

**(6) 食用耕種作物**

行部門「雑穀」,「他に分類されない食用耕種作物」を統合し,「その他の食用耕種作物」とする。

**(7) 育林**

本部門に格付けられていた国有林野事業は「公務（中央）★★」に, 地方自治体が行う造林事業は「公務（地方）★★」に統合する。ただし, 国有林及び公有林に係る県内生産額は平成27年表と同様に本部門に計上する。

**(8) 素材**

本部門に格付けられていた国有林野事業は「公務（中央）★★」に, 地方自治体が行う造林事業は「公務（地方）★★」に統合する。ただし, 国有林及び公有林に係る県内生産額は平成27年表と同様に本部門に計上する。

**(9) 食肉**

行部門「牛肉」,「豚肉」,「鶏肉」,「その他の食肉」,「と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）」を,「食肉」に統合する。また, 本部門に含まれていたと畜場の活動について, 新設する「と畜場（公営）★★」及び「と畜場」に分割する。

**(10) その他の窯業・土石製品**

行部門「碎石」を,「その他の窯業・土石製品」に統合する。

**(11) 酪農品**

行部門「飲用牛乳」,「乳製品」を,「酪農品」に統合する。

**(12) 精穀**

行部門「精米」,「その他の精穀」を,「精穀」に統合する。

**(13) 製粉**

行部門「小麦粉」,「その他の製粉」を,「製粉」に統合する。

**(14) 砂糖**

行部門「精製糖」,「その他の砂糖・副産物」を,「砂糖」に統合する。

**(15) その他の繊維工業製品**

行部門「綱・網」,「他に分類されない繊維工業製品」を,「その他の繊維工業製品」に統合する。

**(16) その他の繊維既製品**

行部門「繊維製衛生材料」,「他に分類されない繊維既製品」を,「その他の繊維既製品」に統合する。

(17) **ソーダ工業製品**

行部門「ソーダ灰」,「か性ソーダ」,「液体塩素」,「その他のソーダ工業製品」を,「ソーダ工業製品」に統合する。

(18) **無機顔料**

行部門「酸化チタン」,「カーボンブラック」,「その他の無機顔料」を,「無機顔料」に統合する。

(19) **石油化学基礎製品**

行部門「エチレン」,「プロピレン」,「その他の石油化学基礎製品」を,「石油化学基礎製品」に統合する。

(20) **石油化学芳香族製品**

行部門「純ベンゼン」,「純トルエン」,「キシレン」,「その他の石油化学芳香族製品」を,「石油化学芳香族製品」に統合する。

(21) **脂肪族中間物**

行部門「合成オクタノール・ブタノール」,「酢酸」,「二酸化エチレン」,「アクリロニトリル」,「エチレングリコール」,「酢酸ビニルモノマー」,「その他の脂肪族中間物」を,「脂肪族中間物」に統合する。

(22) **脂肪族中間物・合成染料・有機顔料**

行部門「合成染料・有機顔料」,「スチレンモノマー」,「合成石炭酸」,「テレフタル酸・ジメチルテレフタレート」,「カプロラクタム」,「その他の環式中間物」を,「脂肪族中間物・合成染料・有機顔料」に統合する。

(23) **熱可塑性樹脂**

行部門「ポリエチレン（低密度）」,「ポリエチレン（高密度）」,「ポリスチレン」,「ポリプロピレン」,「塩化ビニル樹脂」を,「熱可塑性樹脂」に統合する。

(24) **化学繊維**

行部門「レーヨン・アセテート」,「合成繊維」を,「化学繊維」に統合する。

(25) **なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）**

行部門「製革・毛皮」,「かばん・袋物・その他の革製品」を,「なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）」に統合する。

(26) **板ガラス・安全ガラス**

行部門「板ガラス」,「安全ガラス・複層ガラス」を,「板ガラス・安全ガラス」に統合する。

(27) **熱間圧延鋼材**

行部門「普通鋼形鋼」,「普通鋼鋼板」,「普通鋼鋼帯」,「普通鋼小棒」,「その他の普通鋼熱感圧延鋼材」,「特殊鋼熱感圧延鋼材」を,「熱感圧延鋼材」に統合する。

(28) **鋼管**

行部門「普通鋼鋼管」,「特殊鋼鋼管」を,「鋼管」に統合する。

(29) **冷間仕上鋼材**

行部門「普通鋼冷間仕上鋼材」,「特殊鋼冷間仕上鋼材」を,「冷間仕上鋼材」に統合する。

(30) **鋳鍛鋼**

行部門「鍛鋼」,「鋳鋼」を,「鋳鍛鋼」に統合する。

**(31) 鋳鉄品・鍛工品（鉄）**

行部門「鋳鉄品」,「鍛工品（鉄）」を,「鋳鉄品・鍛工品（鉄）」に統合する。

**(32) その他の金属製品**

行部門「金属プレス製品」,「金属線製品」,「他に分類されない金属製品」を,「その他の金属製品」に統合する。

**(33) その他のはん用機械**

行部門「動力伝導装置」,「他に分類されないはん用機械」を,「その他のはん用機械」に統合する。

**(34) 生産関連産業用機械**

行部門「食品機械・同装置」,「木材加工機械」,「パルプ装置・製紙機械」,「印刷・製本・紙工機械」,「包装・荷造機械」を,「生産関連産業用機械」に統合する。

**(35) 鋳造装置・プラスチック加工機械**

行部門「鋳造装置」,「プラスチック加工機械」を,「鋳造装置・プラスチック加工機械」に統合する。

**(36) 乗用車（ハイブリット車）, 乗用車（ハイブリット車を除く）**

「乗用車」から, 行・列部門ともに「乗用車（ハイブリット車）」,「乗用車（ハイブリット車を除く。）」に分割する。

**(37) その他の輸送機械**

行部門「産業用運搬車両」,「他に分類されない輸送機械」を,「その他の輸送機械」に統合する。

**(38) 電気**

行部門「事業用電力」,「自家発電」を,「電気」に統合することに加え, 列部門「事業用火力発電」,「事業用発電（火力発電を除く。）」及び「自家発電」を発電の種別により「電力（火力（バイオマス・廃棄物を含む。））」,「電気（原子力）」及び「電気（水力, 地熱, 太陽光, 風力等）」に再編する。

**(39) 固定電気通信**

「インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス, サーバ・ホスティング・サービスの活動は,「固定電気通信」に統合する。

**(40) 公共放送, 民間放送, 映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）, 出版**

娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

**(41) 公務（中央）★★**

「育林」及び「素材」に含まれていた国有林野事業は, 本部門に統合する。

**(42) 公務（中央）★★**

「育林」及び「素材」に含まれていた地方自治体が行う造林事業は, 本部門に統合する。

**(43) 医療（病院）, 医療（一般診療所）**

「医療（入院診療）」及び「医療（入院外診療）」を,「医療（病院）」及び「医療（一般診療所）」に再編する。

(44) **産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業、建設機械器具賃貸業、電子計算機・同関連機器賃貸業、事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業、スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業、貸自動車業**

全面的に「所有者主義」で推計してきたが、ファイナンス・リース携帯の取扱について「使用者主義」による推計に変更。

(45) **と畜場（公営）★★**

「食肉」に含まれていたと畜場のうち地方公営企業が行う活動を分割し、本部門を新設する。

(46) **と畜場**

「食肉」に含まれていたと畜場のうち地方公営企業以外が行う活動を分割し、本部門を新設する。

(47) **洗濯業**

「その他の洗濯・利用・美容・浴場業」に含まれていた日本標準産業分類 7891「洗張・染物業」を、本部門に統合する。

(48) **競輪・競馬等の競争場・競技団**

「その他の娯楽」に含まれていた日本標準産業分類 8096「娯楽に付帯するサービス業」のうち場外券売場の活動を、本部門に統合する。

(49) **遊技場・その他の娯楽**

「遊技場」、「その他の娯楽」を「遊技場・その他の娯楽」に統合する。また、「その他の娯楽」に含まれていた日本標準産業分類 8096「娯楽に付帯するサービス業」のうち場外券売場の活動を、「競輪・競馬等の競走場・競技団」に統合する。

(50) **獣医業**

15 部門分類を「農業」から「サービス」に移動する。なお、主たる算出先が一般消費者向けである状況を踏まえ、統合大分類を「対個人サービス」に位置づける。

(51) **各種修理業（別掲を除く。）**

「その他の対個人サービス」に含まれていた日本標準産業分類 793「衣服裁縫修理業」を、本部門に統合する。

(52) **県内総固定資本形成（公的）, 県内総固定資本形成（民間）**

娯楽作品原本についても、知的財産生産物とみなし、本部門に含める。

(53) **輸出（普通貿易）**

輸出品の国内流通に係る消費税は本部門と各行部門との交点に計上し、「卸売」との交点にマイナス計上していたが、各行部門の国内生産額から控除することとし、本部門には計上しない。

## 6 特殊な扱いをする部門

(1) **商業及び運輸部門**

通常の経済取引では、生産者と需要者が直接取引することは少なく、一般的には商業及び運輸部門を経由して行われるものである。これを取引の流れに従って忠実に記録しようとすれば、産業間取引の実態は非常に分かりにくいものとなる。

このため産業連関表では、取引は供給部門と需要部門の間で直接行われたように記述し、その上で、商業マージン及び貨物運賃を需要者の経費として一括計上することとしている。

## (2) コスト商業とコスト運賃

前記(1)のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上で直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。これらに伴う経費については、「コスト商業」、「コスト運賃」と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、列部門の各産業と行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。(平成 27 年表と同様の範囲を推計する。)

## (3) 屑・副産物

ある生産活動を行う場合に、生産の目的とする生産物のほか、同時に別の生産物が生産される場合がある。この同時に生産された生産物を、主生産物として生産する部門が他にある場合を「副産物」とし、ない場合を「屑」とする。

本県取引基本表では、行部門を商品分類により作成することから、生産活動の結果として発生する商品について、いずれかの行部門に対応させる必要があるため、「屑・副産物」については、全国表と同様にマイナス投入方式(ストーン方式)により処理する。

## (4) 帰属計算

帰属計算とは、具体的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し受益者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。

令和 2 年 (2020 年) 表では、次の内容について帰属計算を行った。

- ① 金融仲介サービス
- ② 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ③ 持家住宅及び賃与住宅に係る住宅賃貸料

## (5) 仮設部門

産業連関表の内生部門は、商品又はアクティビティに基づき設定したが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものが含まれている。これらは、産業連関表の作成・利用上の便宜等を考慮して「仮設部門」として設けたものである。仮設部門には粗付加価値額は計上しない。

令和 2 年 (2020 年) 表では、次の部門を仮設部門とした。

- ① 古紙、鉄屑、非鉄金属屑
- ② 自家輸送 (旅客自動車、貨物自動車)
- ③ 事務用品

## (6) 物品賃貸業

物品を使用した部門に経費を計上する「使用者主義」と、物品を所有する部門に経費等を計上する「所有者主義」の二つの考え方がある。物品賃貸業については、平成 27 年表では「使用者主義」により推計していたが、令和 2 年 (2020 年) 表の作成に当たっては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分けた上で、ファイナンス・リース試算計上分については、「使用者主義」に変更する。

対象は次の 6 部門の一部である。

- ① 産業用機械器具 (建設機械器具を除く。) 賃貸業
- ② 建設機械器具賃貸業

- ③ 電子計算機・同関連機器賃貸業
- ④ 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
- ⑤ スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
- ⑥ 貸自動車業

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」部門についても、所有者主義で推計する。

#### (7) 分類不明

「分類不明」は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とするものであり、産業連関表では、このような意味合いのほか、列及び行部門の推計上の誤差の集積部門としての役割もある。

### 7 県民経済計算との相違点

本県経済に関する主な統計資料として、産業連関表のほかに県民経済計算があるが、推計方法が異なるほか、下表のとおり相違点がある。

主な相違点	県民経済計算	産業連関表
対象期間	会計年度	暦年
部門分類	事業所単位	産業活動単位（＝生産商品単位）
家計外消費支出の取扱い	中間投入に計上	外生部門（最終需要、粗付加価値）に計上
作成周期	毎年度	概ね5年ごと

※ 「家計外消費支出」とは、企業の交際費、福利厚生費等からなる。

また、産業連関表における「県内生産額」とは、いわゆる「総産出」、すなわち粗付加価値と中間投入の合計（生産面から見た場合）または最終需要と中間需要の合計（支出面から見た場合）のことであり、県民経済計算における「県内総生産」とは異なる概念であることに留意すること。

なお、県民経済計算における「県内総生産」とは、産業連関表における粗付加価値（生産面から見た場合）又は最終需要（支出面から見た場合）に概念上一致する。

## 第2節 県内生産額の推計方法

県内生産額とは、産業連関表の右端と下端に計上する数値で、県内における部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。

県内生産額は、産業連関表の推計作業を行うにあたりまず初めに推計する計数であり、投入額等は、この県内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する。このため、県内生産額に誤りがあると当該部門の投入額等の推計のみならず、他部門の投入額等にまで影響を及ぼす。このように、県内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面のいわば「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置づけから、コントロール・トータルズ (control totals), 略して「CT」と呼ばれることが多い。

部門別の県内生産額の推計に当たっては、各部門に含まれる財・サービスについて、できる限り細かく分割・把握した方が、取引基本表の精度向上につながるとされていることから、約3,800の細品目分類ごとに推計を行い、これを積み上げて基本分類の行部門別及び列部門別の県内生産額を推計した。

推計方法については、主に「本県における生産数量×生産単価」又は「全国表の生産額×全国出荷額に対する本県出荷額の比」などにより県内生産額を推計した。

### 推計に使用した主な統計資料等

部門名	主な推計資料（一部抜粋）
農業	生産農業所得統計（農林水産省）、作物統計（同）、 九州農林水産統計年報（九州農政局）、全国表
林業	鹿児島県森林・林業統計（県環境林務課）、九州農林水産統計年報、全国表
漁業	漁業産出額（農林水産省）、県民経済計算年報（県統計課）、全国表
鉱業	経済センサス活動調査（総務省統計局）、全国表
製造業	経済センサス活動調査、全国表
建設業	建設総合統計年度報（国土交通省）、建設着工統計調査（国土交通省）
電力・ガス・水道	電力調査統計（資源エネルギー庁）、市町村財政状況（県市町村課）、 県民経済計算年報、全国表
商業	経済センサス活動調査、全国表
金融・保険	都道府県別預金・現金・貸出金（日本銀行）、生命保険事業概況（生命保険協会）、 自動車保険の概況（損害保険料率算出機構）、全国表
不動産	経済センサス活動調査、鹿児島県民経済計算年報、全国表
運輸・郵便	貨物・旅客地域流動統計調査（国土交通省）、自動車輸送統計調査（同）、 港湾統計（年報）（同）、航空輸送統計調査（同）、経済センサス活動調査、 県民経済計算年報、全国表
情報通信	経済センサス活動調査、全国表
公務	地方財政統計年報（総務省）、県民経済計算年報、全国表
サービス	経済センサス活動調査、全国表

